

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	偽りその他不正な手段により助成を受けた者に対する福祉タクシー料金助成額の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市福祉タクシー料金助成要綱第10条	
処分基準	根拠条項	栃木市福祉タクシー料金助成要綱第10条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 偽りその他不正な手段により助成を受けた者</p> <p>2 処分内容 助成相当額の返還</p>	